

シルバーカーや入浴用イスの支給始まる

～党区議団の提案実る～

歩行補助用具

入浴補助用具

給付種目	対象者 (すべてに当てはまる人)	給付条件
<ul style="list-style-type: none"> ●シルバーカー ●杖 (どちらか)	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の区民で、歩行補助用具を使用することで歩行の安定を図ることができる人 ●在宅で生活している人 ●介護保険のサービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人 	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援認定を受けている人は、この事業で給付を受けることがケアプランに明記されている必要があります。 ●要介護認定を受けている人は、原則この事業の対象外です。ただし、介護保険サービスの歩行補助用具の貸与では対応できない身体状態の場合のみ、対象となる場合があります。
<ul style="list-style-type: none"> ●浴室用滑り止めマット 	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の区民で、入浴補助用具を使用することで自力での入浴を安全に行うことができる人 ●在宅で生活している人 	—
<ul style="list-style-type: none"> ●入浴用イス ●浴槽内イス (どちらか)	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の区民で、入浴補助用具を使用することで自力での入浴を安全に行うことができる人 ●在宅で生活している人 	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援認定、又は要介護認定を受けている人は、この事業の対象外です。

高齢者が外出や入浴のときに転倒等の不安をなくすため、歩行補助用具（シルバーカー等）や入浴補助用具（入浴用イス等）などの日常生活用具を使うことで、外出や日常生活の安全性を確保し、高齢者が積極的に社会参加することと介護予防の推進を図ることを目的にした施策です。

シルバーカーは7種類（17,370円～24,580円）あり、福祉専門相談員が自分に合ったものを選んでくれます。

シルバーカーや入浴補助用具等の給付事業は、財政難を口実に廃止されました。党区議団は、高齢者の生活を支える事業の廃止に反対するとともに、高齢者の外出を支え、買物したものを運べるシルバーカーの支給の復活を提案し続けてきたことが実ったものです。

収入に応じて一割、二割の負担あり

高齢者の日常生活用具給付事業

いのくま区議



大滝区議



風見区議



熊田区議



日本共産党港区議員団ニュース
2018年6月号外

港区芝公園1-5-25 電話(3578)2945～6

<http://www.jcp-minatokugidan.gr.jp>

港区議団

検索

事業に関するお問い合わせ
 <港区高齢者支援課 在宅支援係>
 Tel) 3578-2400～2406
 Fax) 3578-2419

なんでも相談会 困った時はすぐ相談を！ お気軽にご連絡下さい。